

2023
Teikyo School U.K.

学園生活に関する手引き



TEIKYO SCHOOL UK
Framework Road, Wexham, Buckinghamshire SL2 4QS U.K.
TEL: 01753 663 711 (事務局)/ 01753 663 712 (職員室)
FAX: 01753 663 819

Email: teikyo.school@teikyofoundation.com

URL: <https://www.teikyofoundation.com/>

2023 年 4 月改定

新型コロナウイルスによる感染症拡大の状況により、「学園生活に関する手引き2023」の内容と異なる場合があります。

目次	ページ
I: 教育方針	4
II: 校則	
A. 厳守事項	5
B. 生徒の心得	6
III: 学園生活	
1. 生徒会	7
2. 健康と安全	7
3. 施設使用規定	7
4. 食事	8
5. 煙草・飲酒・麻薬	9
6. 保健室	9
7. カウンセリング・チャイルドライン	9
8. 男女交際	9
9. 私物の管理	9
10. 物品売買	10
11. 破損	10
12. 服装	10
13. 奨励	10
14. 注意・懲戒	10
15. 学校への要望・苦情（生徒・保護者）	12
16. 学園通信	13
17. 生徒・保護者の連絡先	13
18. 在留届、帰国・転出届	13
19. 学納金	13
20. 通学生昼食代	13
21. 学年費・個人費	13
22. 文部科学省 高等学校等修学支援事業費補助金	14
IV: 寮生活	
A 寮則	14
1. 寮生活の基本	14
2. 放課後の活動	16
3. 食事	16

4.	学習時間	16
5.	消灯後の学習	16
6.	早朝の学習と運動	17
7.	自由時間	17
8.	点呼	17
9.	消灯	17
10.	外出・外泊、許可証	17
11.	自室鍵・ドア	18
12.	個人費・お小遣い	19
13.	寮設備、施設利用	19
14.	各部屋	19
15.	試験前スケジュール	20
16.	ノートパソコンや携帯電話などの情報通信端末	20
17.	電気製品	20
18.	洗濯・掃除	21
19.	寮行事	21
20.	火災時、火の取り扱い	21
21.	来校者	22
22.	補足	22
 B. 健康管理		 23
 C. 規則違反に対する懲戒		 24
1.	外出禁止懲戒	24
2.	Shopping 外出禁止・学習時間の追加	24
3.	その他の懲戒	24
4.	遵守事項の違反について	24
 D. 通学生用寮則		 25
1.	寮生への電話	25
2.	週末登校	25
3.	18時以降の滞在	25
4.	寮での宿泊	25
5.	入寮希望	25
6.	寮生の宿泊	25
 V: 付録		
	各連絡先メールアドレス	26

建学の精神:

常に努力を怠らず、豊かな人間性と、人の痛みを分かちあう心情を涵養し、国際的視野に立つ知識を身につけた人間の育成をめざす。

I：教育方針

生徒がお互い尊重し合い、広い視野と豊かな感性、そして柔軟な思考力を持つ人間の育成をめざしています。

1、自立をめざす

自学自習の習慣をつけ、学習時間を自分で管理し、自ら学ぶ姿勢を身につけます。寮生活では、部屋の清掃や洗濯、お金の管理を自分ですする必要があります。学習、学園生活ともに自己管理能力を身につけ、自立を促します。

2、常に誠実であることをめざす

様々な学校行事、集団生活の中で公正さと誠実さを持った行動を身につけます。自分自身に正直であるとともに他人に正直であることをめざします。

3、問題解決力を養う

学園での学校生活はほとんどの生徒が寮生活ですが、通学生もいます。仲間とともに力を合わせて様々な問題を解決することで、物事を客観的に捉え、他人の意見を尊重しつつ、問題を解決する力を養います。

4、異文化を理解し社会性を養う

学園での学校生活は、生活そのものが異文化理解教育です。職場体験やボランティアなどの体験を通して社会性を身につけ、それぞれが持つ考えに敬意を持って接し、精神的な成長をめざします。

5、芸術への理解を深める

英国内への週末外出や欧州への研修旅行などを通して、歴史と文化を学び、ヨーロッパの芸術への理解を深めます。

6、スポーツ体験を通して心身を鍛える

英国はサッカー、ラグビー、クリケットなど、この地が発祥といわれるスポーツが数多くあります。英国での生活では、それらのスポーツを楽しみながら、健全な心と体を養うことができます。

7、国際社会の一員としての役割を果たす

文化祭や Japanese Day など、現地の方との交流の機会が数多くある学園生活。日本人として誇りを持ち、国際社会の一員としての意識を持ちながら、国際貢献への理解を深めます。

Ⅱ：校則

生徒は以下の心得、厳守事項を必ず読んで理解してください。校内外を問わず規則違反を行った場合には「懲戒」の対象となります。詳細については、Ⅲ章の「懲戒」を参照してください。

A. 厳守事項

1. アルコール・煙草・麻薬

- a. 飲酒および酒類の所持は厳禁とする。
- b. 喫煙用具の所持および喫煙は厳禁とする（電子煙草も厳禁）。
- c. 麻薬の使用・所持は厳禁とする。

2. 不正行為

生徒は常に正直で誠実を旨とし、法律に違反する行為を行ってはならない。

3. 男女交際

- a. 学生らしい交際をする。（9ページ8番を参照）
- b. 学生としての品位を損なわず、節度を保つものとする。
- c. 男子の女子寮への立ち入りおよび女子の男子寮への立ち入りは厳禁とする。

4. 器物破損

- a. 校舎や、校具は大切に取り扱い扱う。
- b. 消火器は非常時以外、決して触らない。また火災報知機を取り外したり、感知機にカバーをしたり等の細工をしない。これらの違法行為に対しては、即刻学園退去処分の対象となる。

5. 暴力行為

いかなる場合においても、暴力行為は厳禁である。

6. いじめ行為

いかなる場合においても、いじめ行為は認めない。

いじめとは、「精神的または身体的に、個人やグループで直接、間接的に故意に傷つける行為」であり、具体的には以下の行為などを指す。

- ① 言葉によるいじめ - 罵倒、脅迫、中傷、攻撃的な発言など。
- ② 身体的ないじめ - 殴る、蹴る、故意に押す、物を取り上げるなど。
- ③ 間接的ないじめ - 噂を流す、仲間はずれにする、悪意のあるメッセージを送りつけるなど。
- ④ サイバー（仮想空間）によるいじめ - 電話、携帯や電子メールを介する間接的ないじめ。

7. 危険物の所持

危険なもの（刀剣類・爆竹など）はいかなる場所でも所持してはならない。

B. 生徒の心得

- ・ 常に思いやりの心を持ち、他人の心情を傷つける言動は慎む。
- ・ いつも努力を怠らず、心身ともに鍛える。
- ・ 各自が自分の行動に責任を持ち、充分に考えてから行動する。
- ・ 校内外においては、礼儀を正しくし、お互いに挨拶を心がける。

1. 学習

生徒は授業に出席し、真剣に学習に取り組み、学力の充実と向上を図る。

- 遅刻をしない。
- 予習・復習を心がける。
- 学習道具を整え、課題に取り組む。
- 授業中のガムを禁止する。また、音楽等を聞きながらの授業参加は禁止する。
- 教室の美化（落書き禁止）・整理・整頓に努める。なお、教室内での飲食を禁止する。
- 他生徒の勉学の妨げや、士気を下げる言動は慎む。
- 学内の時間中は革靴を着用すること。スリッパ・サンダル・下駄等は禁止する。
- 授業担当教員が授業に必要と認めた場合に限り、PC・携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の使用を認める。

2. 所持品

- 自分の持ち物には必ず自分の名前を明記する。
- 不必要な金銭、貴重品、クレジットカード、デビットカードなどは所持しない。
- 金銭、物品の貸借は禁止する。

3. 制服

下記の服装を通学・授業時の「制服」とする。部活動や行事などの下校時は運動着も可とする。

- 男子 - 濃紺無地の上下スーツ。
- 女子 - 濃紺無地のブレザー、濃紺無地かタータンチェックの膝丈スカートまたは濃紺無地のズボン。
- ネクタイは、入学時に配布される学校指定のものを着用。
- Yシャツ、ブラウスの色は、白無地のみ。
- セーターの色は、無地の濃紺または黒のみ。
- 靴は、黒のローファーのみ。
- 靴下の色は、無地の濃紺、黒、白のみ。

その他:

- シャツは必ずズボン・スカートの中に入れること。
- 黒色ベルトを使用すること。大きなバックル不可。
- Yシャツ、ブラウスのすぐ下に着るものは、無地の目立たない色のみ。
- ピアス（透明ピアス）を含めたアクセサリー類、化粧品は学校時間中（朝のHRから夕方の方のアクティビティまで）禁止。ただし、宗教上の理由によるものは保護者の申請をもって許可する。
- 毛染・パーマ・タトゥーは禁止。

- f. 制服やその他に関することで違反等を指摘された場合は、直ちに違反のない状態に戻す。時間を要する場合は、指導教員の指示に従う。

4. 職員室の出入り

- a. 職員室には、職員不在の場合は入室しない。
- b. 生徒の職員室への入室はカウンターのある所までとする。用がある場合は入口にて声をかける。
- c. コピー機使用の必要がある場合は、コピー代を支払いの上、教員に依頼する。

Ⅲ: 学園生活

1. 生徒会

より充実した学校生活にするため、選挙で選ばれた生徒会役員5名は、学校生活での問題点や課題などを改善・解決することを目的に毎週会議を行います。その他、生徒会、各委員会の活動報告および生徒からの意見をまとめたものを発表する場として、生徒総会を開きます。

2. 健康と安全

学園内では、皆の健康と安全を守るために環境整備に努めています。校地内の車両制限速度を設けたり、標識を掲示したり、設備等の定期点検など環境整備に努めています。また、学園内には警備員が每晚23時までおり、各所に監視カメラを設置しています。以下の規則は必ず守ってください。

- ・ 学園内でのマッチ・ライター・ろうそく・線香などによる火の取り扱いは、火災防止のため一切禁止する。
- ・ 球技は指定された場所(体育館・運動場・テニスコート)でのみ行う。
- ・ 自転車、スケートボードやローラーブレードは禁止する。
- ・ 学園内でのペットの飼育は禁止する。
- ・ 21時以降のフリータイムは指定された場所で過ごす。
- ・ 22時(金・土曜日は22時30分)以降、寮から出ない。
- ・ 自分が部屋にいない時は施錠する。
- ・ 学園内の池や溝に近づく時には注意する。

火災があった場合：

- ・ 火災を発見した人は、すぐに最寄りの火災警報器を鳴らす。
- ・ 火災警報が聞こえたら、慌てず静かに建物から出て、避難場所に行く。
- ・ パニックを防ぐために走ることは禁止する。
- ・ 階段は一列で降りる。
- ・ 指示がない限り、建物に戻らない。

3. 施設使用規定

体育館

(1) 使用規約

- ・ 体育館内での飲食は禁止する。ただし、水は可。
- ・ 体育館に入館する際は体育館履きに履き替える。土足での入館は禁止する。
- ・ 使用した用具は必ず元の場所に片付ける。

トレーニングルーム・ウェイトルーム

(1) 使用規約

- ・ 生徒がウェイトルームを使用する際は必ずスタッフが付き添わなければならない。
- ・ 使用する前に必ず使用に関しての講義を受ける。
- ・ 室内での飲食は禁止する。ただし、水は可とする。
- ・ トレーニング器具等、備品を破損した場合は速やかに申し出る。

(2) 生徒使用可能時間

月	火	水	木	金	土	日
					9:00～12:00	9:00～12:00
16:30～17:30		16:30～17:30			14:00～17:00	14:00～17:00
21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:30	19:00～22:00	21:00～22:00

プール

(1) 使用規約

- ・ 生徒がプールを使用する際は、必ずライフガード資格保持者の同伴が必要である。
- ・ ライフガードの指示に従わない場合は、使用を禁止する。
- ・ 靴脱ぎ場より先の土足ならびにアクセサリ着用は禁止する。
- ・ プール施設内での飲食は禁止する。
- ・ プール施設内での撮影は禁止する。
- ・ プールサイドへの携帯電話の持ち込みは禁止する。
- ・ 飛び込みなど禁止されている行為は行わない。
- ・ 異性同士でサウナに入ってはならない。
- ・ 皮膚病、感染症等、他の使用者に感染する恐れのある病気がある場合は使用できない。

(2) 生徒使用可能時間

指定された曜日・時間帯

4. 食事

食事は学校の食堂で取ります。宗教や健康上の理由で特別な食事が必要な時には、先生に申し出ることができます。食事時の携帯電話やゲーム機等の使用、帽子着用（フード等も含む）、ヘッドフォンなどで音楽を聴くことは禁止します。昼食は、通学生も寮生と一緒に取ります。食事時のマナーには十分配慮してください。

5. 煙草・飲酒・麻薬

学園では寮生・通学生共に、喫煙・喫煙用具（電子煙草を含む）の所持、飲酒・酒類の所持、麻薬の使用・所持は厳禁とします。厳守事項にあるように、よく心に留めて生活をしてください。

生徒は学園内外および国内外を問わず喫煙を厳禁とします。また、校外学習（旅行、週末外出を含む）でのアルコール・麻薬の所持、売買、飲酒、使用も厳禁とします。規則を守れない生徒は「懲戒」の対象となります。

6. 保健室

保健室は職員室の裏側にある細い路地を入り、ドアを開けた右手にあります。8:00～17:00 まで開室していますので、体調不良の時、怪我をした時、そして相談事がある時、気軽に利用してください。授業がある時には、急な場合を除き、休憩時間または放課後に来室してください。通学生で学校時間中に、薬の使用が必要な場合には、事前に保健室に伝えてください。

保健室には、解熱剤・痛み止め・トローチ・整腸剤などの薬があり、同意書に基づき、必要に応じて使用をします。ただし、ただ薬を使用するだけではなく、まずは自分自身の体の声を聴き、なぜ体調不良になったのか、なぜ怪我をしたのかを考えることが大切です。

シックベいで休養する場合、スマートフォンを含む電子機器は持ち込めないため、保健室の金庫に預けます。

7. カウンセリング・チャイルドライン

心配事や悩み事がある時には、気軽に教職員に相談してください。学園では、公認心理師／臨床心理士の資格を持つ日本人カウンセラーが週に1度来校し生徒たちの様々な相談に応じます。相談内容は口外されることはありませんが、内容が深刻であり、生徒の安全に関わる場合などは当事者生徒に伝えた上で、カウンセラーの判断により学園関係者および保護者にその内容が伝えられる場合があります。また、生徒自身のプライバシーを保護するため、学園側およびカウンセラーは保護者からの質問に答えることができない場合もあります。利用方法などの詳細は、オリエンテーションで説明があります。

誰にも相談できないことがある時には、外部の第三者へ電話相談をする事もできます。

チャイルドライン 0800 1111（英語）

チャイルドライン電話およびチャット <https://childline.or.jp/>（日本語）

その他、生徒の安全・健康に関する問い合わせ Designated Safeguarding Lead 075 4322 1173（日本語）

8. 男女交際

男女交際においては学生としての品位を損なわず、節度を保ち、責任のある行動を取る必要があります。基本的に、手をつなぐことは許されていますが、それ以上の行為は禁止しています。誤解を避けるために、男女一組 カップルは、指定された場所（ラウンジ、食堂、中庭）以外で会ってはいけません。また、週末に男女一組で外出は出来ません。規則違反の場合は「懲戒」となります。

9. 私物の管理

- 1) 学期中の私物の管理は生徒個人の責任で、学校の責任ではありません。私物の盗難・紛失保険をかけることをお勧めします。
- 2) すべての寮室のドアは鍵をかけることができ、部屋には「金庫」が設置されています。部屋を出る際は必ず鍵をかけ、貴重品は金庫に入れて管理してください。また、貴重品は学校の事務室で

も管理できます。持ち物には必ず名前を書いて、私物や金銭の貸し借りを禁止します。

3) 玄関、廊下等公共の場所では、個人の靴、サンダル等の私物を放置せず、各自がきちんと部屋に保管してください。

10. 物品売買

生徒間での物品売買は、物・価格を問わず禁止します。

11. 破損

校舎や公共物は大切に扱うことを心がけてください。個人の不注意等で破損してしまった場合、補修費用を負担することになります。寮の入室の際、破損している物があれば、すぐに届け出てください。届け出のない破損物に関しては、生徒個人の責任として補修費用などを負担することになります。寮内で誰が破損したかわからない場合は、その階の全員で、あるいは破損部分によっては寮生全員で負担することになります。

12. 服装

授業時間中は学校の規則に定められた制服を着用します。週末や夜は私服を着用できます。いつも学生らしい格好をし、清潔な服装を心がけてください。適切でないと判断された服の着用は禁止します。同様に髪型も学生らしく、男子生徒は、髭を剃ってください。毛染・パーマ・化粧・タトゥーは禁止します。違反等を指摘された場合は、直ちに違反のない状態に戻します。時間を要する場合は、指導教員の指示に従います。

13. 奨励

本学園の校則は良い行動を促し、自己を律することができる生徒を育てるのが目的です。したがって、褒めることが大切だと考えます。教員は生徒に努力をするように励ましたり、達成した時は褒めたり、表彰したりしています。この方針は授業だけでなく、課外活動や寮生活などにも適用されます。また、通知表には生徒の成績だけでなく、生活態度についても記入します。

学園のお知らせやその他のニュース（英検合格者など）は、学園のウェブサイトに載せており、保護者・生徒・教員すべてが学園のウェブサイトにアクセスでき、ご覧になれます。学園通信には生徒の活動の様子や報告が掲載されます。その他にも、始業式・終業式には校長から賞状などが授与されます。体育祭や文化祭といった行事にも功績があった生徒は校長から発表されます。また、卒業式では各分野で活躍した賞や、音楽・スポーツ賞といった様々な賞が与えられ、生徒の努力と成果が表彰されます。

それ以外にも、功績の大小を問わず、良い行動や成績が上がった生徒には授業・ホームルーム・寮内で日々報告されます。

14. 注意・懲戒

本校では勉強がしやすい環境作りの維持を目指しています。そのため、各種違反行為、他の生徒の勉強の妨げになる行為、士気を下げる行為をした場合、レベル 1, 2 の担任・生徒指導部からの注意、レベル 3~6 の深刻な違反行為があった場合は懲戒処分を下す権限が学校長にあります。違反の内容、回数によって「訓告」、「停学」、「退学」などの対象となります。停学・退学の際、授業料、寮費を含めての返金はいたしません。

学園の懲戒処分には一貫性があり、かつ公平で、また校則違反の重要性に応じて適切であることを

目指しています。したがって、処分に明確な段階があると考えています。

レベル 1- 軽注意

軽違反行為には遅刻や、授業中の軽々しい発言、提出物の未提出、役割の不実行などが含まれ、主に担当の教員によって注意されます。生徒は自分の行いについて、次はどのようにすれば良いか認識することが出来ます。軽注意の目的は、自分が取った行動への理解と反省を促すことです。

レベル 2- 重注意

軽違反よりやや深刻な場合（不適切な男女交際など）もしくは、レベル1の違反が繰り返し行われた場合、レベル2に進行します。担当の教員もしくは、生徒指導部が厳しく注意し、場合によっては日常生活での自由が一部規制され（外出禁止など）奉仕活動が言い渡されることがあります。この段階に達した場合、学校は保護者に連絡します。

レベル 3- 訓告

深刻な違反行為（対教師への暴言含む）があった場合、もしくは、レベル2の違反が繰り返し行われた場合、レベル3に進行します。この段階では日常生活での自由が一部規制され（外出禁止など）奉仕活動が言い渡されることがあります。生徒は反省文を書くこととなり、再度違反行為があった場合には謹慎（学内停学処分）になることが言い渡されます。校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。

レベル 4- 謹慎（学内停学）

深刻な違反行為（いじめ行為、飲酒、喫煙行為、キス、抱擁等の不適切な行為、指定場所以外で会うことなど）があった場合や、授業・生活態度が改善されなかった場合は一定の期間（たいてい1～2週間）の停学処分中の謹慎処分となり、原則として寮生活を続けることができますが、日常生活での自由が規制されます。謹慎処分中は、通常の登校はできず、試験や授業などを受けることはできませんが、生徒は反省文を書くこととなり、違反行為に関係した課題が出されます。場合によっては、態度改善のための同意書の署名を要求します。再度の違反行為があった場合、無期停学処分となることを言い渡し、校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。学籍簿には記載されませんが、欠席になります。

レベル 5- 停学

停学処分には、無期(期間の定めがないもの)と有期（期間の定めがあるもの）とがあります。停学処分中は、自宅停学となり、登校することができず、試験や授業等を受けることはできません。またその期間中は原則として寮生活をすることもできません。

有期の停学処分の場合は、期間満了とともに終了しますが、無期の停学処分は、校長においてその解除ができるかどうかを諸般の事情を考慮して判断することとなります。

深刻な違反行為があった場合や、以前の指導の改善がなかった場合は停学処分となります。これは懲戒の中でも3番目に重い処分であると生徒に説明し、校罰内容は懲戒記録に残され、保護者に連絡します。停学処分が何度かあった場合、退学になることもあります。（学籍簿に記載されます。）深刻な違反行為の場合は、レベル1～4の段階を踏まえることなく、停学処分となることもあります。

レベル 6 – 懲戒退学

「深刻な違反行為や違法行為があった者」、「度重なる指導にも関わらず改善が見られない者」、「学費等未納の者」、「学校長が退学に値するとみなす行為を行った者」は退学処分となります。なお、退学処分に該当する事由によっては、生徒および保護者との面談等を行い、自主退学の申し出を受け入れる場合もあります。自主退学の場合は、転校手続に協力します。

生徒指導問題に対しての懲戒処分は以上の規定によって決定しますが、必ずしもこの表記通りではなく、状況によって懲戒内容が重いものになる場合もあります。また、状況により寮の部屋や教室棟にあるロッカーを点検することがあります。

生徒は学園外の活動にも責任をもって行動する必要があります。私たちのほとんどは、イギリスでは外国人です。公共の場でマナー違反や問題行動を行った場合、生徒自身もしくは学校のみならず外国人コミュニティ全般に不評をもたらすことにもつながります。そのことを認識する必要があります。学校や外国人コミュニティの評判を傷つける行動を取った場合、懲戒処分を検討します。

15. 学校への要望・苦情（生徒・保護者）

学園生活のより充実を目指すために、生徒の皆さんの良い意見やアイデアを積極的に取り入れていきたいと思えます。そのために、下記のように要望や苦情を申し出る制度があります。

1. 生徒会へ

学園生活全体の要望は、生徒会を通して話し合いをしてください。生徒総会ではより良い環境・充実した学園生活を目指して積極的に意見を述べ、解決できるように努力してください。

2. 先生へ

生徒総会やクラスでは話し合うことができない個人的な意見があれば、まず先生に相談してください。生徒の意見や悩みを適切な方法で検討し、一緒に解決していけるよう返答をします。

3. 投書箱へ

先生や友達に直接話をする事ができない悩みや心配がある時は、職員室の生徒出入り口の外に設置されている投書箱にメモを入れるか、チャイルドラインに電話をしてください。これは記名でも無記名でも構いませんが、記入をした方が解決するのが容易になることがあります。特定の先生に読んでほしいときには、封筒に入れて先生の名前を書いてください。

4. 校長または教頭へ

苦情の場合は、校長または教頭に申し出てください。既定の用紙を校長または教頭から受け取り記入してください。校長または教頭が直接話を聞いて検討し、返答をします。

保護者からの要望や苦情は、下記のようにお申し出ください。

本校では生徒をサポートするために、保護者と教員の間で定期的に連絡を取っています。もし、苦情や要望がある場合には学校の手順にしたがって取り扱います。まずは「保護者要望書」に必要事項を記入し、校長または教頭にメールで送信してください。苦情が解決されないと判断されたとき、あるいは校長への苦情がある場合には、苦情委員会（Complaints Panel c/o Teikyo Foundation,

Framework Road, Wexham, Bucks SL2 4QS) 宛てに書状をご提出ください。

16. 学園通信

学園通信を学園ホームページに毎月掲載しており、生徒の様子をご覧いただけます。また重要な連絡事項も入っていますので、必ずお読みください。

学園ホームページアドレス www.teikyofoundation.com

アクセスには、ユーザー名「teikyo」、パスワード「internal」の入力が必要です。

17. 生徒・保護者の連絡先

住所、電話番号、メールアドレスなどの連絡先に変更がある場合は、速やかに担任へお知らせください。

18. 在留届、帰国・転出届

在留届および帰国・転出届は、各ご家庭において在英日本国大使館へオンライン（ORR ネット）にて行ってください。

19. 学納金

毎学年末（2月）に次年度の学納金（授業料、寮費等）をお知らせしますので、学園が指定する口座に一括納入ください。学年費振込先口座とは異なりますので、十分にご注意ください。なお、一旦納入された学納金の返還はいたしません。

20. 通学生昼食代

学期中の登校日に通学生は学園食堂の昼食を利用することができます。その場合、昼食費（£275/学期：2023年度）を各学期はじめにお支払いいただきます。各学期終了後に次学期分の請求を行いますので、食堂を利用しない場合は、前学期終業式の日までに必ず事務へお知らせください。

弁当持参の場合は、学園での通常の食事に加え、学校行事（学園内および学外）の際も弁当をご持参ください。弁当持参の生徒も事前の申し出がある場合に限り、学園食堂の利用が可能です（一食£7.80/2023年度）。

21. 学年費・個人費

1) 学年費

学費に含まれない学習必要経費は、学年費（年間）として年度はじめにご入金をいただきます。毎学年末に次年度の学年費をお知らせしますので、学園が指定する口座に一括納入ください。学費納付先口座とは異なりますので、十分にご注意ください。学年費の明細書は、3月送付の学年末の成績表に同封します。

教科書代、教材費・実習費、模擬試験料、各種検定料、研修旅行費、ホームステイ費（1年生）、FABキット（サッカーコース入学時）、卒業アルバム（3年生）、証明書発行料（3年生）、プライベート医療保険費（希望者）、インフルエンザ予防接種（希望者）など
--

2) 個人費

学年費に含まれない費用については、必要に応じてご入金をいただきます。生徒のプリペイド式キ

キャッシュカードを利用しますので、費用が必要な際には、生徒と保護者間にて連絡を取り合い、ご入金時にカードが利用できる状態にしてください。なお、パソコン関連機器購入等、費用が高いものや費目によっては事前に学園よりお知らせしますので、銀行送金にて指定の銀行口座へ必要金額分のみご入金をお願いします。

プライベート英会話レッスン、IELTS レッスン、イーブニングアクティビティ（テニス、ドラマ等）、寮企画外出、週末ホームステイ（2泊3日）、教科書・教材費（個人で追加および紛失等）、学園指定ネクタイ（個人で追加および紛失等）、寮部屋鍵紛失（新しい鍵作製費）、学費・学年費送金手数料等不足分、その他。

22. 文部科学省 高等学校等修学支援事業費補助金

日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等修学支援金」と同等の支援が、在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生も受けられます。本校はその対象校となっておりますので、受給資格要件を満たす生徒は本校を通して申請することができます。申請時期は学年の始まる月ですが、転・編入学する場合や災害等により家計急変が認められる場合は学年の途中の申請も可能です。詳細および申請の申し出は、事務へお問い合わせください。

IV 寮生活

A. 寮則

1. 寮生活の基本

（寮生活の基本的精神）

寮生活においては、協調性と自主性が求められ、生徒と寮監との相互協力と理解が必要とされる。

（生徒心得）

寮生は以下の心得を必ず守らなければならない。

- 1) プライバシーを尊重する為に無断で許可なく他人の部屋に入ってはならない。また、騒ぐ等、他人の迷惑になる行動は慎む。
- 2) 部屋は常に整理・整頓を心がける。
- 3) 学習時間を十分に生かして、学力をつけるよう努力する。
- 4) 学校での生徒心得や校則はすべての寮生活全般に適用される。

寮時間帯

	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday	Sunday	
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
7	07:15 朝食Breakfast	07:15 朝食Breakfast	07:15 朝食Breakfast	07:15 朝食Breakfast	07:15 朝食Breakfast			7
8						08:00 朝食Breakfast	08:00 朝食Breakfast	8
9	08:20～ SHR	08:20～ SHR	08:20～ SHR	08:20～ SHR	08:20～ SHR			9
10						フリータイム	フリータイム	10
11								11
12	12:15～ 昼食Lunch	12:15～ 昼食Lunch	12:15～ 昼食Lunch	12:15～ 昼食Lunch	12:15～ 昼食Lunch	12:00～ 昼食Lunch	12:00～ 昼食Lunch	12
13								13
14						フリータイム	フリータイム	14
15		15:10-17:00		15:10-17:00				15
16	16:00-17:00 必修部活動	必修部活動	フリータイム	必修部活動	フリータイム			16
17	フリータイム	フリータイム		フリータイム				17
18	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	17:50～ 夕食Dinner	18
19	19:00～21:00 スタディータイム	19:00～21:00 スタディータイム	19:00～21:00 スタディータイム	19:00～21:00 スタディータイム	フリータイム	フリータイム	19:00～21:00 スタディータイム	19
20					19:00 ～ Shopping バス			20
21	21:00～22:00 フリータイム	21:00～22:00 フリータイム	21:00～22:00 フリータイム	21:00～22:00 フリータイム			21:00～22:00 フリータイム	21
22	22:00点呼	22:00点呼	22:00点呼	22:00点呼			22:00点呼	22
23	23:00 消灯Lights Off	23:00 消灯Lights Off	23:00 消灯Lights Off	23:00 消灯Lights Off	22:30点呼	22:30点呼	23:00 消灯Lights Off	23
					23:30 消灯Lights Off	23:30 消灯Lights Off		

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
体育館						9:00～12:00	9:00～12:00
利用時間	16:30～17:30		16:30～17:30			14:00～17:00	14:00～17:00
	21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:00	21:00～22:30	19:00～22:00	21:00～22:00

2. 放課後の活動

- 1) 放課後にはスポーツおよび文化活動に参加できる。
- 2) 部活動時間、月曜日 16 時から 17 時、火曜日・木曜日 15 時 10 分から 17 時は全員必修参加とし、部屋で休むことは禁止する。以下が必修部活動内容となり、いずれかに参加する。
 - ・部活動、同好会
 - ・授業担当教諭による補習
- 3) 上記以外の部活動についても十分な数の希望者がいる場合には担任に相談すること。その後、教職員で検討する。
- 4) 同好会を新たに作る場合、部活動、同好会申請用紙を担任に提出する。

3. 食事

- 1) 食事時間は朝食 7 時 15 分（休日 8 時）、昼食 12 時 15 分、夕食 17 時 50 分とする。
- 2) 授業や学校行事がある日の朝食と昼食、その前日の夕食は必ず取る（学校行事の影響などでとらなくて良い日は教員から連絡がある）。
- 3) 朝食は 7 時 40 分までに食堂に来る。遅刻、正当な理由がなく欠食をしない。体調不良で欠食の場合は 8 時 15 分までに保健室に行く。
- 4) 食欲がなくても、三食とも食堂内で食べる。
- 5) 食事の際は、携帯電話の使用、帽子（フード等も）を被ったり、ヘッドフォンなどで音楽を聴く等の食事作法に反することは禁止とする。
- 6) 食堂の食事および食器を食堂外へ持ち出すことは禁止とする。但し、飲み物は持ち出し可。
- 7) 寮監の許可を得て、土曜日、日曜日に自費で宅配ピザ等を注文することができる。注文する際は申請用紙を寮監からもらって記入する。

4. 学習時間

- 1) 授業や学校行事がある日の前夜は 19 時から 21 時までを学習時間とする。（読書は可、雑誌や漫画は不可）
- 2) 学習時間中の質問や教科書の貸し借りはできない。
- 3) 水（ジュースなどを含む）を取りに行く場合のみ、室外に出て良い。
- 4) 学習時間中に音楽を聴くことは許可されているが、ヘッドフォンを使用する、もしくは低音量で聞く。
- 5) 学習時間中にお菓子などを食べることは許可しているが、カップラーメン等、食事をとることは禁止とする。
- 6) 学習時間中の携帯電話、パソコンの使用は、学習目的以外の使用は禁止する。
- 7) 勉強のためパソコンを使用する場合は巡回の寮監に声をかけ使用する許可を得る。
- 8) 学習時間中に観戦したいスポーツ放映等があった場合、当日の夕食時までに寮監へ申し出れば、その場で協議し、学習時間と観戦時間のスケジュール等の詳細を決定する。

5. 消灯後の学習

- 1) 点呼後も、更に学習を希望する生徒は、寮監の許可を得て 22 時から 23 時まで（祝休日の前夜は 22 時 30 分から 23 時 30 分まで）学習した者に限り、24 時まで行うことができる。
- 2) 必ず学習時間の規則を守る。その時間中の入浴は禁止する。

- 3) 翌朝の朝食に遅刻、欠食または学校に遅刻した場合は、次の定期考査まで消灯後の学習を禁止する。

6. 早朝の学習と運動

- 1) 寮生が早朝の学習を希望する場合、4時以降の起床に限り許可する。
- 2) 消灯から翌朝の6時30分までの間は、スタディータイムの規則を順守する。入浴は禁止とする。
- 3) 日照時間が長い時期で、部活動などでの早朝練習や散歩を希望する場合は、6時30分からグラウンドのみの利用とし、前日までに寮監に申し出る。

7. 自由時間

- 1) 日曜日から木曜日までの21時から22時、金曜日・土曜日の19時から22時30分を自由時間とする。
- 2) 許可されている場所は、寮内以外にラウンジ、体育館（日照時間が長い時期はグラウンド、テニスコートも含む）とする。
- 3) 暗く人気のない所、許可されていない場所には行かない。
- 4) 男女一人ずつの場合はラウンジ、ラウンジ前中庭、食堂前のみ許可する。
- 5) 自由時間終了の5分前には必ず帰寮する。

8. 点呼

- 1) 帰寮時間は、日曜日から木曜日は22時、金曜日と土曜日は22時30分とする。寮監が各部屋の見回りを行う。

9. 消灯

- 1) 日曜日から木曜日までは23時、金曜日・土曜日は23時30分とする。
- 2) 廊下、踊り場、洗濯室等、すべての電気を消す。
- 3) 消灯後の部屋移動や自室からの外出は禁止する。ただし、給水機に水を汲みに行くなど特別な理由がある場合はその限りではない。
- 4) 消灯後は自室のすべての電気を消灯する。

10. 外出・外泊、許可証

教員が付き添わない場合もあることを保護者は理解した上で「入学案内資料」の「外出についての同意書」を提出した場合において外出が可能となる。

(a) 外出

- 1) 学校行事に差し支えがなければ、生徒たちは教育的立場から英国の文化、社会を知る為に土・日曜日あるいは指定された日に複数単位で外出をすることができる。外出時に起こり得る危険に注意し、学校外ではより一層責任を持って行動する。
- 2) 外出可能時間は土曜日・日曜日9時から17時50分、サマータイムの期間は土曜日のみ20時まで外出可能。9時前の外出は前日に寮監長に申し出ない限り許可しない。帰寮時間が遅れた場合は外出禁止等の指導対象となる。
- 3) 外出する生徒は全員が必ず外出時および帰寮時に、職員室にて管理している外出届に必要事項

(具体的に訪問先を明記する事)を生徒本人が記入し、寮監の許可を得る。

- 4) 外出時は非常時の連絡用として携帯電話を持参する。外出前に通話が可能な状態かスタッフが確認し、チャージがない、充電がないなど、通じない場合は外出ができない。
- 5) 外出時は必ず部屋の鍵を職員室に預ける。
- 6) 単独行動、男女 1 人ずつでの行動は禁止する。ただし、正当な理由があれば特例として単独での外出を認めるが、往復タクシーを利用する(塾などの習い事など)。
- 7) 1 年生のみの外出については、1 学期中はスラウ (Slough) までとする。2、3 年生が同行する場合は、ロンドンまでの外出を許可する。但し、特別な理由により外出する際は、寮監の許可を得る。
- 8) サッカースタジアムやコンサート会場への外出を希望する場合は、チケットを取る前に寮監長に申し出る。寮監長の判断により、保護者からの承認メールが必要になることがある。
- 9) 試験一週間前の週末外出は、12 時から 16 時の間でスラウ (Slough) またはアックスブリッジ (Uxbridge) までとする。
- 10) 平日の外出については、職員会議で協議し、学習に支障がでないものに限る、校外活動や個人レッスンへの参加が認められる。
- 11) タクシーは学園が指定する無犯罪証明を取得したタクシー会社を利用し、Uber 等の利用は禁止する。

外出許可書 (WEEKEND LEAVE REQUEST)					
(必ず二名以上で外出すること) (You MUST be accompanied by at least one person)					
日時(Date)	月 日				
氏名 (Name) 携帯電話 (Mobile)	氏名(Name)		氏名(Name)		氏名(Name)
	電話番号(n)		電話番号(n)		電話番号(n)
	氏名(Name)		氏名(Name)		氏名(Name)
	電話番号(n)		電話番号(n)		電話番号(n)
規則 (Conditions)	夏時間: 20時までに帰寮(土曜のみ) Summer Time: On Sat MUST return to school by 20:00. On Sun; return by 18:00		外出時間 (Time leaving)	時間(Time)	検印(Approval)
	冬時間: 18時までに帰寮(Winter Time: MUST return to school by 18:00. 別途帰寮時間を定めるときあり Special occasion return time		帰寮予定時間 (Time returning)	帰寮時間	
目的地 (Destination and purpose)					

(b) Shopping バス

- 1) 原則金曜日の夜に学園付近のスーパーマーケットへ行くバスが出る。
- 2) 日々の寮生活に問題がある場合は Shopping バスに乗ることはできない。
- 3) 試験期間中は Shopping バスを運行しない。

(c) 週末の外泊

- 1) 週末に外泊を希望する生徒は、木曜日 16 時までに保護者から各寮監長に届け出る。
- 2) 土曜日に帰寮する場合、保護者が同伴であれば 22 時 30 分までに、保護者が同伴でなければ通常の帰寮時間に帰寮する。日曜日に帰寮する場合は保護者が同伴する場合でも 18 時までに帰寮する。やむを得ず帰寮が遅れる場合には、事前に申し出る。

11. 自室鍵・ドア

- 1) 部屋の鍵は登校時に寮監へ預け、8 時 25 分より規定の時間まで寮内に戻ることはできない。これに反する者は注意を受ける。忘れ物をした場合でも、基本的には寮に戻ることはできない。
- 2) 安全上の理由から、鍵を鍵穴に差し込んだ状態にしておかない。
- 3) 鍵を紛失した場合、鍵代として £20 を支払い、新しい鍵を各寮監長からもらう。
- 4) 鍵に細工等をした場合、厳しい懲戒の対象となる。
- 5) 自室から出る場合は必ずドアを閉める。また、換気時やスタディタイム以外は防火安全上

のため、ドアを常時閉める。

- 6) 男子寮の部屋のドアはオートロックになっており、鍵を室内に忘れて締め出された場合はロックアウト用のx (バツ) がつく。

女子寮は、登校時に施錠していない場合、ドアロックのx (バツ) がつく。

12. 個人費・お小遣い

個人費や寮生のお小遣いは、保護者が管理を行うプリペイド式キャッシュカードを使用する。これらのカードは留学生の間でも広く利用されているもので、離れていても、保護者がカードへお金をチャージし、使用履歴や残高確認を行うことが可能である。カードでの支払いができるため、現金を持ち歩く必要がなく、必要に応じて ATM より現金の引き出しも可能である。例えば、以下のようなカードがあり、その他のカードにもそれぞれの特徴があるので、各家庭で検討の上、カードを準備する。

- MoneyT Global <http://www.itbmoneyt.com/g/>
- Cash passport <https://www.jpccashpassport.jp/>

英国のカード決済端末は、ICチップがないスライド式に対応していないことが多く、ご準備いただくカードは、支払い時に4ケタの暗証番号を入力するPIN式に対応しているものを必ずお選びください。また、タッチ決済に対応しているとより便利である。ただし、英国のカードタッチ決済は£100まで可能となっており、カードの紛失には注意する必要がある。カードによっては、タッチ決済の利用限度額の設定が可能なものもある。

本学園としては、月額£200程度以内が適当なお小遣い額と考えているので、保護者の方はお子様の金銭を管理してください。なお、クレジットカードやデビットカードは、お金の使いすぎやプリペイド式キャッシュカードに比べ不正利用される危険性が高いことから、原則、禁止している。また、多額の現金を学園に持ち込むことも安全上の理由から禁止している。

防犯上、保護者は不必要な多額の現金の引き落とし許可、多額の現金の手渡し、郵送等は控えてください。何らかの理由で多額の現金を所有している場合は、学校の金庫で保管するので、事前に連絡してください。

13. 寮設備、施設利用

- 1) 図書室、ラウンジ、軽音楽室、美術室・家庭科室、体育館、テニスコートは、職員室で鍵を借りて利用することができる。
- 2) 体育館の利用は別表を確認のこと。ウェイトルーム側は、寮監が付き添う場合のみ、使用を許可する。
- 3) プールの利用はライフガードの資格保持者同伴時のみ許可され、基本的にプール開放時間は、指定された日および時間帯とする。
- 4) 寮内の設備は、各寮で定められた規則に沿って使用し、破損した場合は速やかに寮監へ届け出る。状況によっては、弁償の対象となる。

14. 各部屋

- 1) 必ず整理整頓を心がけ、各部屋に取り付けてあるものは丁寧に扱う。

- 2) 自室の壁やドアにポスターや写真を張ることを許可する。ただし、テープ類で貼り付けることは禁止する。
- 3) 寮監の許可なく家具の移動、購入は禁止する。
- 4) 壁や机等に落書きをすることは禁止する。
- 5) 寮監または教員が生徒不在中に部屋に入室することがある。
- 6) 年度始め入室の際、破損している物があればすぐに届け出る。届け出のある物以外の破損に関しては、生徒個人の責任として補修費用などを負担となる。

15. 試験前スケジュール

- 1) 定期考査 10 日前頃に「試験前スケジュール」を寮に張り出す。
- 2) 定期考査 1 週間前から必修部活動がなくなり、16 時から 18 時、日曜日から木曜日の 22 時から 23 時、金曜日、土曜日の 22 時 30 分から 23 時 30 分の間は自主学習時間とする。
自主学習とは自室もしくは教室等で勉強をすることを指す。
- 3) 定期考査前の土曜日、日曜日は 9 時から 12 時までと、16 時から 18 時まで自主学習をし、12 時から 16 時の間はスラウ (Slough) またはアックスブリッジ (Uxbridge) までの外出が可能である。
- 4) 自主学習時間中きちんと勉強していない者は、消灯後の勉強を認めない。
- 5) 定期考査がある週は、ルームチェックは行わない。ただし、著しく部屋の整理整頓ができていない生徒は、寮監より片付けの指示がある。

16. ノートパソコンや携帯電話などの情報通信端末

- 1) 生徒は、ノートパソコンや携帯電話などの情報通信端末を利用して、インターネット回線を利用することができる。
- 2) 学校から配布されたものを除く情報通信端末は必ず学園に申請・登録し、LAN ケーブルか Wi-Fi を利用してインターネットに接続する。
- 3) 有線から無線に変換するルーターの使用は禁止する。また、学校のサーバーを通さずにインターネットを使用できる機器 (3 dongle のような Wi-Fi ルーターなど) の使用は禁止する。ただし、携帯電話はこの限りではない。
- 4) インターネットの使用にあたり、インターネット回線利用基本規約、および情報通信端末の使用規定の内容を十分理解し、各自が承諾した上で、「情報通信端末の使用に関する誓約書」および「インターネット回線の利用誓約書」を学園に提出する。

17. 電気製品

- 1) 英国の電圧 220 から 240V (ボルト) に対応している製品を使用する。対応していない場合は各自で変圧器を使用する。
- 2) PAT により安全が確認されたオーディオ機器、ヘアドライヤー、ひげそり、小型加湿器は自室で使用しても構わない。
- 3) TV やモニター、DVD プレーヤーの所持・使用は禁止する。また、調理機器、冷蔵庫、ヒーター、アイロンや電気湯沸かし器 (ケトル) など、発熱し火災を起こす危険性のあるものの自室での所持・使用を禁止する。
- 4) 自室で音楽機器を使用する場合は、節度ある音量で聴く。
- 5) ゲーム機器の使用は許可されているが、学園生活に支障が見られると教職員が判断した場合は

禁止する。

- 6) 延長コードは必ず学園から借りたものを使用する。安全上の理由から、タコ足配線となるような使用法は禁止する。
- 7) 使用が禁止された電気製品の使用が発覚した場合、学年末まで寮監長が保管する。
- 8) 学習時間、消灯後等に、許可を得ずノートパソコンや携帯電話などの情報通信端末を使用した場合は、その場で取り上げられる。
- 9) 電源をつけたまま電気製品をベッドに放置しない。

18. 洗濯・掃除

- 1) 掛布団カバー・シーツ・枕カバー・掛布団は学校から支給される。毎週金曜日にハウスマザーがカバー一式（掛布団カバー、シーツ、枕カバー）を洗濯するので、金曜日の朝に一式を部屋の外に置くこと。ハウスマザーが新しいものを放課後に用意しているので、各自で取り付ける。
- 2) 上記以外の洗濯物は各自で寮に取り付けられている洗濯機、乾燥機で洗濯をする。
- 3) 各自で各部屋の整理整頓を行い、常に部屋を清潔に保つ。
- 4) 公共の場には私物を放置しない。
- 5) 毎週月曜日、寮監または教員が各部屋のルームチェックを行う。その際点検基準を満たしていない場合は各項目につき一つ×がつく。放課後ルームチェック表が各寮に掲示される。

点検項目は以下の通りとする。

- ・ 電気が消えているか
- ・ 電化製品の電源が切っているか
- ・ 机の上、棚が片付いているか
- ・ 引き出し・洋服ダンスの戸が閉まっているか
- ・ 服がきれいに畳んでおいてあるか
- ・ 洗濯物が洗濯かごに入っているか
- ・ ごみのごみ箱に捨てられているか
- ・ 靴（靴箱）が整理されているか
- ・ 貴重品（お金や財布など）が放置されていないか
- ・ ベッドにはシーツがかけてあり、ベッドの周りが整理されているか。
- ・ 床がきれいに片付いているか
- ・ バスルームが片付けられているか。

19. 寮行事

- 1) 寮生は寮企画の行事を行うことができる。希望がある場合は寮監長まで起案書を提出し、当日の企画、運営を行う。
- 2) 寮行事で外出する際は、原則として教職員が引率する。
- 3) 寮行事の費用は参加生徒で負担とする。
- 4) 寮行事の参加は希望制とする。

20. 火災時、火の取り扱い

- 1) 火災警報器が作動した場合および火災が発生した場合、ただちに寮から避難する。
集合場所はグラウンド前の Fire Assembly Point とし、静かに整列する。
- 2) 寮内での火の取扱いは、火災防止のため一切禁止する。したがって、いかなる場合において

もマッチ・ライター等の所持を禁止する。

- 3) 寮内に装備されている消火器には火災時以外決して触れない。移動したり誤作動させたりした場合、指導の対象となる。

21. 来校者

- 1) 寮生の保護者、親戚の訪問は許可されている。来校時には保護者から事前に各寮監長に連絡をする。
- 2) 来校および退校の際は、必ず職員室の教職員にその旨を伝える。
- 3) 家族以外の来校者と男女1人ずつで会うときは、ラウンジ、食堂など人目のある場所で会う。
- 4) 寮生の保護者は、児童保護に関する方針に基づき、入寮及び退寮時のみ本校教職員付き添いの下、寮へ立ち入ることが許可されているが、それ以外の立ち入りは、禁止されている。
- 5) 男性の来校者は家族であっても女子寮への立ち入りはできない。

22. 補足

- 1) 生徒間での物品売買や金品の貸し借りは、その物品がいかなる物であるにせよ、またその価格がいくらであるにせよ、一切許可しない。
- 2) 球技は指定された場所（体育館・グラウンド・テニスコート）のみで行う。
- 3) 自転車、バイク、スケートボード、ローラーブレード等の乗り物は禁止する。
- 4) ペットの飼育は禁止する。（校内及び自室とも禁止）
- 5) 夏休み、冬休み、春休み期間中は、寮に滞在することはできない。
- 6) 体調不良で学校を欠席する場合は、シックベイにて休養する。
- 7) 非常時用にパニックボタンが寮内に取り付けられている。非常の場合以外、決してパニックボタンには触らない。
- 8) 本学園は宗教学校ではないので礼拝等はない。宗教的活動の希望がある場合は保護者から寮監長に申し出る。

B. 健康管理

- 1) 体調不良の時、怪我をした時、そして相談事がある時、気軽に保健室を利用してください。
- 2) 保健室は、平日 8:00～17:00 まで開室しています。それ以外の時間帯は、まず寮のスタッフに声をかけてください。
- 3) 体調が悪く、学校を欠席する時には、寮で休むことが出来ません。保健室のシックベいで休養します。寮監に声をかけ、保健室まで来てください。シックベいで休養する場合、スマートフォンを含む電子機器は持ち込めないため、保健室の金庫に預けます。
始業前に保健室を利用する場合は 8 時 15 分までに来室してください。8 時 15 分を過ぎて来室し、朝の SHR に間に合わなかった場合には遅刻になります。
- 4) 保健室には、解熱剤・痛み止め・トローチ・整腸剤などの薬があり、同意書に基づき、必要に応じて使用をします。ただし、ただ薬を使用するだけではなく、まずは自分自身の体の声を聴き、なぜ体調不良になったか、なぜ怪我をしたのかを考えることが大切です。
- 5) 学園に持参できる薬は、医師から処方され、診断書が添付されている薬のみです。薬を学園に届け出ておらず、その薬によって問題が起こった場合、学園では責任を持つことができません。持参薬がある場合には、必ず保健室に届け出てください。
- 6) 定期的に薬の使用が必要な生徒は、保健部と相談の上、薬の管理方法が決定されます。寮の自室で管理する場合は、各部屋に設置されている金庫で保管します。
生徒間での薬のやり取りは、アレルギー等の問題があり、時に命に関わることもあるため、厳禁です。
- 7) 学園では毎週一回、スクールカウンセラーによる相談室が開室されます。学園生活や友人関係、学業などの悩みや心配事を一緒に考えてくれる場ですので、気軽に利用してください。利用方法などの詳細は、オリエンテーションで説明があります。

寮生の皆さんは、慣れない環境で 24 時間過ごす新しい生活様式に、不安や心配を抱えることがあるかもしれません。そんな時には、自分だけで抱え込みすぎず、友人や先輩・教職員・家族、そして相談室など、身近な人に声をかけてください。

C. 規則違反に対する懲戒

寮務部長は寮内で起こった各種違反行為に対し懲戒を下す権限がある。

1. 外出禁止懲戒

- 1) 生徒が正当と認められない理由により帰寮時間を守らなかった場合、その他寮務部長が必要と認めた場合、外出禁止を言い渡す。
- 2) 外出禁止期間に寮企画等の学校行事があった場合行事のみ参加を許可し、それ以外の外出は禁止とする。また、次の週も外出禁止とする。
- 3) 外出禁止期間と旅行などの学校行事が重なった場合、その外出禁止分を次の週へ繰り越す。
- 4) 繰り越した外出禁止が学期終了時に消化されない場合は、学校が指定する奉仕活動を行う。

2. Shopping 外出禁止・学習時間の追加

毎日の生活の中で、以下の規則違反があった場合には、×（バツ）がつき、金曜日～木曜日までの合計数により、懲戒の対象となる。表は寮内に掲示する。

- ・ 毎週月曜日のルームチェック
- ・ 朝食遅刻・欠食（体調不調の場合を除く）
- ・ 登校日の退寮時間遅れ
- ・ 登校時の部屋の鍵提出忘れ
- ・ 学習時間中の規則違反
- ・ 帰寮時間・点呼遅刻
- ・ 消灯遅刻・就寝時間中の規則違反
- ・ その他、寮務部長が必要と認めた場合

1 週間の内に×（バツ）が3回ついた場合、

- ・ 週末に外出禁止となる。

1 週間の内に×（バツ）が4回以上ついた場合、

- ・ 金曜日の Shopping バスに乗ることができない Shopping 外出禁止となる。

なお、外出禁止期間と旅行などの学校行事や家事都合が重なった場合、その外出禁止分を次の週へ繰り越す場合がある。繰り越した外出禁止が学期終了時に消化されない場合は、学校が指定する奉仕活動を行う。

3. その他の懲戒

男子寮にて、部屋の鍵を室内に置き忘れてのロックアウト用×（バツ）が1週間の内に3回続いた場合、女子寮にて、登校時に部屋の施錠を1週間の内に3回忘れた場合は、×（バツ）がつく。

上に示したものの以外に懲戒が必要となった場合は、学校の規則に基づき、寮務部長は学校長の承認を得て、必要と考えられる懲戒を与えることがある。

4. 遵守事項の違反について

飲酒・喫煙、窃盗、器物破損、暴力行為、賭博行為、危険物の所持等、学校が指定する遵守事項に違反した場合は、寮務部長は速やかに教職員と協議して、学校長より懲戒を言い渡す。

D. 通学生用寮則

1. 寮生への電話

- 1) 寮生への電話は、寮生の自由時間である夕食後 19 時まで、および 21 時から 22 時 30 分までとする。

2. 週末登校

- 1) 週末に通学生が登校する場合は、木曜日までに各寮監長へ保護者からメールにて届け出る。
- 2) 学園にいる間は寮の規則に従う。また、最終帰宅時間は 18 時とする。

3. 18 時以降の滞在

通学生が 18 時を過ぎても校内に滞在する場合は、寮監長に届け出る。

4. 寮での宿泊

学校行事等で寮での宿泊が必要となる場合は、希望日の 5 日前（休日を含まない）までに保護者からの宿泊依頼を担任に提出し、寮務部長の許可を得る。ただし、宿泊および食事は有料とする。なお、学校行事や研修旅行到着日の下校時間が 18 時以降となる場合、および研修旅行出発日の出発が早い場合に限り、希望者は 1 泊のみ無料にて宿泊（食事込み）することを許可する。

5. 入寮希望

通学生が何らかの理由で入寮を希望する場合は、担任を通し寮務部長に届け出る。その後、校内での審議の上、保護者に連絡する。

6. 寮生の宿泊

通学生の自宅に寮生を宿泊させたい場合は、希望する週末前の木曜日 16 時までに、通学生の保護者より、宿泊受入れの旨をメールで担任に提出する。同時に、寮生の保護者は宿泊の許可をメールで寮監に提出し、承認を得る。

V. 付録

1. 各連絡先メールアドレス

学校		: teikyo.school@teikyoschool.uk
校長	ネルソン先生	: fumiko.nelson@teikyoschool.uk
教頭	内田先生	: masaru.uchida@teikyoschool.uk

2. 各教職員メールアドレス

1年担任	木村先生	: satoru.kimura@teikyoschool.uk
1年副担任	リチャード先生	: richard.ingram@teikyoschool.uk
2年担任	三谷先生	: daisuke.mitani@teikyoschool.uk
2年副担任	グレゴリー先生	: gregory.mackay@teikyoschool.uk
3年担任	谷地館先生	: wakako.yachidate@teikyoschool.uk
3年副担任	山下先生	: manato.yamashita@teikyoschool.uk
	山崎先生	: yusuke.yamasaki@teikyoschool.uk
	乳井先生	: masahiro.nyui@teikyoschool.uk
	井上先生	: tatsuo.inoue@teikyoschool.uk
	久保先生	: mari.kubo@teikyoschool.uk
	本間先生	: ritsuko.homma@teikyoschool.uk
	高野先生	: aiko.takano@teikyoschool.uk
養護	栗木先生	: rueko.kuriki@teikyoschool.uk
寮務部長・男子寮監長	初田先生	: koki.hatsuta@teikyoschool.uk
女子寮監長	中本先生	: manami.nakamoto@teikyoschool.uk
学園事務	レイシー 明子	: akiko.lacey@teikyoschool.uk